

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議開催要領

(目的)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条に規定する計画となる愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画「以下「推進計画」という。）の策定に当たり、その内容を検討するため、愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議（以下「会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 会議は推進計画を策定するため、必要な検討を行うものとする。

(構成)

第3条 会議は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 会議に座長を置き、座長は会議において委員から選出する。

3 座長が不在のとき、又は座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 会議は、愛知県保健医療局長が招集する。

2 座長は会議を統括し、会議の進行にあたる。

3 やむを得ない場合には、委員の代理の者が出席し、意見を述べるができることとする。

4 会議は、必要に応じ委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議等の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、座長がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはその限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記載されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録の内容については座長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(部会)

第7条 会議には、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、座長が指名する。

3 やむを得ない場合には、委員の代理の者が出席し、意見を述べるができることとする。

(事務局)

第8条 会議の庶務は、愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月3日から施行し、推進計画の策定をもって廃止する。

別 表

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議委員

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 名
飯田 悦子	ギヤマノン名古屋竹の子
伊藤 誠治	愛知県精神科病院協会 (医療法人香流会絃仁病院 医師)
垣田 泰宏	医療法人成精会刈谷病院 院長
加藤 敬介	愛知県依存症専門医療機関 (ギャンブル等依存症) 堀クリニック 臨床心理士
兼松 道明	愛知県遊技業協同組合 専務理事
高倉 敦	名古屋市健康福祉局障害福祉部 主幹
内藤 千昭	名古屋市依存症治療拠点機関 (ギャンブル等依存症) 西山クリニック 精神保健福祉士
中新 宏	GA 名古屋
中野 幹雄	愛知県競馬組合総務広報課 課長
西山 朗	愛知県医師会 理事
則竹 史子	愛知県精神保健福祉士協会 (医療法人資生会八事病院 精神保健福祉士)
平井 宏和	愛知県弁護士会 (愛知市民法律事務所 弁護士)
増井 恒夫	愛知県保健所長会 副会長 (愛知県半田保健所 所長)
松本 知美	ギャンブル依存症問題を考える会愛知支部 代表
馬淵 秀男	日本貸金業協会愛知県支部 事務長
安井 英人	蒲郡市ボートレース事業部経営企画課 課長
山田 雄一	愛知県司法書士会 社会事業部長